

「約款」の一部改定について

2019年7月16日より、次のとおり「約款」を一部改定いたします。下線部分が変更箇所となります。

●投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款

改定後	改定前
<p>第5条(申込内容の変更)</p> <p>申込者は、振替日の10営業日前（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は振替日の前営業日）までに当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの中止および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>第11条(解約等)</p> <p>(1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① 申込者が振替日の10営業日前（インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービスを利用される場合は振替日の前営業日）までに当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>②～④（現行どおり）</p> <p>(2)（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">2019年7月改定</p>	<p>第5条(申込内容の変更)</p> <p>申込者は、振替日の10営業日前までに当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの中止および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>第11条(解約等)</p> <p>(1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① 申込者が引落日の10営業日前までに当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月改定</p>

●非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

改定後	改定前
<p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1)～(3)（現行どおり）</p> <p>(4) 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(5)～(12)（略）</p> <p>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資約款」「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるもの</p>	<p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(5)～(12)（略）</p> <p>第8条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>(1) 当行は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資約款」「投資信託の定時定額購入サービス「投資信託自動積立」取扱約款」に基づく契約をいいます。以下同じです。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるもの</p>

改定後	改定前
<p>として、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。</p> <p>①② (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>として、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。</p> <p>①② (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第9条の3(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様が当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の12月の当行所定の期日までに、当行に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります(ただし、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該異動届出書を受理することができません)。</p>	<p>第9条の3(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様が当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当行に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)</u>」をご提出いただく必要があります(ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません)。この場合において、当行は、「<u>金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)</u>」の提出を受けて作成した「<u>勘定廃止通知書</u>」をお客様に交付することなく、その作成した日にお客様から提出を受けたものとみなして、<u>法第37条の14第25項の規定を適用します。</u></p>
<p>第15条(非課税口座の廃止)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② お客様が当行に対して<u>法第37条の14第27項第2号</u>に定める出国届出書を提出したとき 出国日</p> <p>③ お客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき <u>法第37条の14第31項前段</u>の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④～⑥ (現行どおり)</p>	<p>第15条(非課税口座の廃止)</p> <p>この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されます。</p> <p>① (略)</p> <p>② お客様が当行に対して<u>施行令第25条の13の4の第1項</u>に定める出国届出書を提出したとき 出国日</p> <p>③ お客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき <u>施行令第25条の13の4第2項</u>の規定により非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④～⑥ (略)</p>
<p>2019年7月改定</p>	<p>平成31年1月改定</p>

以上